

取引事業者 各位

一般社団法人 滋賀県畜産振興協会

### 請求書等の押印省略および電子メールによる提出について

日頃は当協会の運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国においては規制改革の一環として、国民負担の軽減のため、様々な書類提出において求められていた押印について見直しが進められ、既に多くの手続きにおいて省略ができるようになりました。

また、滋賀県においてもこれに準じて見直しが行われており、このうち県に提出する「請求書」、「見積書」および「領収書」（以下「請求書等」という。）の一部について、本年1月以降、押印省略や電子メールによる提出が可能となったところです。

そこで、当協会においても県に準じ、本年10月1日以降、事業者の皆様から当協会に提出いただくこれらの書類について、下記の措置を取らせていただくこととしましたので、よろしくをお願いします。

なお、今回の措置は、あくまでこれまでの方法と併せて、押印の省略や電子メールによる提出ができることとしたもので、従前どおり書面に押印して郵便または持参等により提出する方法を認めないとするものではなく、いずれの方法を取るかは事業者の皆さんの任意とするものですので、念のため申し添えます。

### 記

#### 1 対象となる提出書類

◎令和3年10月1日以降、事業者の皆様から当協会に提出される「物品の売買」および「業務・サービスの提供」にかかる次の書類です。ただし、法令、規則、契約等において押印や書面提出が定められているものは今回の措置の対象外です。

- ①請求書
- ②見積書
- ③領収書

#### 2 押印省略の方法

◎押印を省略される場合は、請求書等に、押印に代えて「発行者（法人の場合は「発行責任者」および「担当者）」の氏名（フルネーム）ならびに連絡先の電話番号」を明記して下さい。

（法人の例） 発行責任者：○山△雄 担当者：●川▲子 Tel0748-12-3456

#### 3 電子メールによる提出方法

◎電子メールで提出される場合は、本文とは別に、請求書等をPDF形式の添付ファイルにして当協会のアドレス(alisp@mx.biwa.ne.jp)あて送付して下さい。

◎メールに添付される請求書等には、押印（印影の複写）の有無に関わらず、「発行者（法人の場合は「発行責任者」および「担当者）」の氏名（フルネーム）ならびに連絡先の電話番号」を明記して下さい。